

2023年7月3日

## 吸収分割に関する事後開示事項

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
旭化成株式会社  
代表取締役 工藤 幸四郎

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
三井化学株式会社  
代表取締役 橋本 修

旭化成株式会社（以下「分割会社」といいます。）と三井化学株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2023年3月31日付で締結した吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」といいます。）に基づき、同年7月1日を効力発生日として、分割会社が、LSI用ペリクル製品及びFPD用ペリクル製品に係る事業についての権利義務を、承継会社に吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2023年7月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本件吸収分割は会社法784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求を行うことのできる株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 4 月 14 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 4 月 14 日付で官報に及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は吸収分割契約書に基づき、吸収分割契約書の別紙 A「承継権利義務明細表」に記載の権利義務を分割会社から承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 7 月 3 日に行う予定です。

6. その他重要な事項

本件吸収分割は会社法 784 条第 2 項に規定する分割会社における簡易分割及び会社法 796 条第 2 項に規定する承継会社における簡易分割に該当します。

以上